



高校山岳部
向け

～日山協山岳共済会会員様限定～

「山岳遭難・捜索保険」のおすすめ

《傷害補償(標準型)特約付団体総合生活補償保険》

約46%
割引!!



●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレット「山岳遭難・捜索保険のご案内」をご覧ください。(パンフレットは日山協山岳共済会山岳共済事務センターまでご請求ください。)



主な補償内容

- ・全国高等学校体育連盟専用プランのうち、救援者費用付タイプはパンフレット記載のハイキングコース、遭難捜索費用付タイプはパンフレット記載の登山コースを、それぞれ高校山岳部の皆さま向けに保険金額を変更したものです。補償内容等の詳細は、それぞれのタイプに応じてハイキングコースまたは登山コースについてのご案内をご覧ください。
 - ・登山やハイキング中のケガで死亡された場合(加入タイプによってはケガによる入通院を補償対象とすることができます。)
 - ・登山やハイキング中に遭難し、遭難・捜索費用や救援者費用が発生した場合等
- なお、登山・ハイキング中だけでなく、日常生活や業務中に起こった傷害事故も補償の対象となります。

ご加入条件

- この保険は日山協山岳共済会が保険契約者となる団体契約です。お申込人および被保険者(補償の対象者)となれる方は、日山協山岳共済会の会員のみとなります。

全国高体連登山専門部プラン



本プランは、全国高等学校体育連盟 登山専門部所属の生徒さま限定プランです。高校山岳部の生徒さまは、この機会のご加入を是非ともご検討ください。

保険金額	全国高校体育連盟専用プラン(救援者費用付タイプ)	
	Ⅳ(4)	Ⅷ(8)
タイプ名	Ⅳ(4)	Ⅷ(8)
傷害死亡・後遺障害 ^(*1)	260万円	260万円
救援者費用 ^(*2)	300万円	300万円
個人賠償責任	1億円	なし
傷害入院保険金日額	なし	なし
傷害通院保険金日額	なし	なし
年払保険料	1,750円	1,100円

(*1) 傷害後遺障害保険金は、傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

(注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

(*2) ピッケルやアイゼン、ザイル等の登山用具を使用しない登山(ハイキング等)中の事故が対象です。

お手続き方法等、詳しくはパンフレットをご請求のうえ、ご確認ください。

- 複数タイプのお申込みはできません。全ての加入タイプのうちいずれか一つのみご選択ください。

●保険期間は平成30年4月1日～平成31年4月1日までの1年間です。毎月、パンフレット掲載の所定の日付での中途加入も受け付けております。

お問い合わせ及びパンフレット請求先: 日山協山岳共済会山岳共済事務センター

月～金 10:00～17:00(土・日・祝祭日除く)
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-7-11-707
電話 03-5958-3396 FAX 03-5958-3397
Eメールアドレス sangakukyousai@mbd.ocn.ne.jp
ホームページ http://sangakukyousai.com

保険契約者: 日山協山岳共済会

取扱代理店: 瀬田工業有限会社
〒116-0002 東京都荒川区荒川6丁目26-3
電話 03-3892-8562
引受保険会社: 三井住友海上火災保険株式会社



遭難捜索費用付タイプもございます。

保険金額	全国高校体育連盟専用プラン(遭難捜索費用付タイプ)	
タイプ名	X	Y
傷害死亡・後遺障害 ^(*)	160万円	160万円
遭難捜索費用	50万円	50万円
個人賠償責任	1億円	なし
傷害入院保険金日額	なし	なし
傷害通院保険金日額	なし	なし
年払保険料	3,170円	2,520円

(*) 傷害後遺障害保険金は、傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

<遭難捜索費用保険金の考え方について>

被保険者が日本国内での山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいい、これらの登山用具を使用しない軽登山も含まれます。)中に遭難したことにより、その捜索・救出・移送のため捜索活動を行った方(警察官、自治体等)からの請求に基づき、被保険者(死亡した場合は、法定相続人のうちその費用を負担した方、法定相続人がいない場合は、その方に代わって捜索費用を負担した方)が支払った捜索費用でかつ社会通念上妥当な費用を遭難捜索費用保険金額を限度としてお支払いします。

中途加入の方(補償開始日が4月1日以外の方)の保険料

補償開始月 タイプ名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
IV(4) <賠償有>	1,750円	1,610円	1,460円	1,310円	1,160円	1,020円	890円	730円	590円	日山協山岳共済会山岳共済事務センターまでお問い合わせください。		
VIII(8) <賠償無>	1,100円	1,010円	920円	820円	730円	640円	560円	460円	370円			
X <賠償有>	3,170円	2,910円	2,650円	2,380円	2,110円	1,850円	1,600円	1,320円	1,060円			
Y <賠償無>	2,520円	2,310円	2,110円	1,890円	1,680円	1,470円	1,270円	1,050円	840円			

ホームページをご活用ください。

日山協山岳共済会山岳共済事務センターのホームページからも、日山協山岳共済会へのご入会、資料請求が可能です。
ホームページ <http://sangakukyousai.com>

